

# 事業費補助金の見直しのための方針 及び基準について

令和元年7月  
成 田 市

## 1. はじめに

本市では、地方自治法第232条の2の規定に基づき、市民福祉の向上を効率的かつ効果的に促進するため、個人・団体等が実施する公益性のある事業や当該団体の運営費に対し補助金を交付してきました。

補助金については、性質上反対給付を求めない一方的な支出であり、多くは市税を財源としていることから、補助事業の公益性、必要性、補助に伴う効果等について、市民の十分な理解を得て、適正な交付を行うことが重要です。

また、社会経済情勢の変化はもとより、国家戦略特区の指定、成田空港の更なる機能強化等の本市をとりまく環境の変化に伴い、市民ニーズが高度化・多様化していることから、一定の客観的な審査基準に基づき、補助事業の目的が市民ニーズと適合しているか定期的に検証する必要があります。

これまで本市では、行財政改革の一環として、平成12年度及び平成17年度に団体運営費補助金の見直しを行うとともに、毎年度の事務事業評価や実施計画のローリング、更には予算査定の際において個別の見直しを実施してきました。平成29年度には、行政改革推進計画（平成28年度から平成30年度）の措置事項を着実に実践するため、団体運営費補助金の見直しのための方針及び基準を策定し、抜本的な見直しを行ったところです。

一方、事業費補助金については、平成12年度及び平成18年度に見直しを行っておりますが、10年以上見直しが行われていないことから、事業費補助金の見直しのための方針及び基準を策定し、今年度に、補助事業の公益性、必要性、妥当性、明確性及び有効性の基本的な視点に基づき、改めて審査し、適正な交付となるよう、見直しを行います。

## 2. 補助金の区分及び見直しの対象

本市では、これまで補助金の種類を「事業補助金」と「団体補助金」に大別して整理してきましたが、平成29年度の団体運営費補助金の見直しを行うにあたり、「建設費補助金」、「事業費補助金」及び「団体運営費補助金」の3区分に分類して整理することとしました。

令和元年度は、このうち、「事業費補助金」について、適正化に向けた見直しを行います。

※対象は、別表 事業費補助金一覧を参照ください。

### 《目的別の分類》

区分	対象	説明
建設費補助金	団体等	地域での住民自治、社会福祉の推進等について高い必要性を認めるもので、公益性の高い施設の建設を支援するために交付する補助金
事業費補助金	個人・団体	個人や団体が行う公益的な事業を支援するために交付する補助金 ※令和元年度に見直し
団体運営費補助金	団体	公益的な団体の運営を支援するために交付する補助金 ※平成29年度に見直しを実施

### 3. 見直しの方針

令和元年度における事業費補助金の見直しに当たっては、次の方針により見直しを行います。

#### (1) ゼロベースでの見直し

事業費補助金については、創設に当たり、趣旨・目的等について整理しておりますが、時代の流れとともに、創設時の補助事業に係る社会経済情勢と大きく変化していることもあり、また、全体的な見直しから10年以上が経過していることから、各補助金について、維持継続・改善・縮小・廃止等の今後の方針をゼロベースで見直します。

なお、創設時の補助事業の目的を達成したと判断できる補助金については、原則として廃止又は段階的に縮小する予定です。

#### (2) 見直し期間の設定

市民ニーズが高度化・多様化していることから、一定の客観的な審査基準に基づき、補助事業の目的と市民ニーズが適合しているか定期的に検証するとともに、補助に伴う効果についても検証する必要があります。

このため、事業費補助金については、3年を見直しのサイクルとし、その時点で改めて今後の方針を検討することとします。

## 4. 基本的な視点

これまでの事業費補助金の見直しの基準や、平成29年度に実施した団体運営費補助金の見直しを踏まえ、次に掲げる基本的な視点を持って補助の適否について審査し、見直しを行います。

### (1) 公益性について

- ① 補助対象事業が、公益性を認められる事業に該当するかを審査します。

なお、補助対象事業が、次に掲げる事業であり、市民の利益に寄与することができるものを公益性があるものと（特定の者のみが利益に供することがないもの）と定義します。

- ア. 地域での住民自治や社会福祉に著しい貢献が期待できる事業
- イ. 文化・芸術・スポーツ等の推進に寄与することができる事業
- ウ. 地域の経済・産業の振興や雇用の促進に寄与することができる事業
- エ. その他市民の利益に寄与することができる事業

- ② 補助対象事業が、本市の総合計画との整合性が図られているかを審査します。

### (2) 必要性について

- ① 補助事業の創設に当たり、補助金交付の趣旨・目的を整理しておりますが、時代の流れとともに、創設時の社会経済情勢と大きく変化していることがあります。このため、創設時の趣旨や目的が現在の社会経済情勢や市民ニーズに適合しているかを審査します。

- ② 類似する補助事業について、それぞれの事業の趣旨・目的を整理し、重複して補助を行っていないかを審査します。

(3) 妥当性について

- ① 事業費補助金の補助率については、成田空港の騒音地域における特例（嵩上）や、関係機関との協定に基づくものなどの特別な事情を除き、原則として1/2を上限とします。
- ② 本市の補助水準が、近隣自治体と比較し、著しく上回っていないかなど、補助水準の妥当性を審査します。

(4) 明確性について

- ① 本市における補助金については、原則として、個別に交付規則を設けることとしておりますが、個別の交付規則を設けていない補助金については、補助事業の趣旨・目的、補助対象者、補助対象経費、算定基準が明記された要綱が整備されているかを審査します。
- ② 個別の交付規則を設けていない補助金の交付手続については、成田市補助金等交付規則に基づき行われているかを審査します。

(5) 有効性について

補助金を交付することによる効果が明確に示せるかを審査します。

※上記5項目の基本的な視点に基づいた補助金調査票により、各補助金の見直しの方針を判断します。

## 5. その他の審査基準

基本的な視点に適合し、公益性・必要性等が認められる補助金について、公費支出の適正化を図る観点から、次の基準から審査します。

### (1) 補助対象経費の厳格化

公費支出という観点から、団体運営補助金と同様に補助対象経費の厳格化をします。具体的には、平成29年6月に施行した、成田市補助金等交付規則運用方針に反していないことを審査します。

《成田市補助金等交付規則運用方針 抜粋》

第10条 補助金等の交付の対象となる経費は、補助事業等に要する経費から次に掲げる経費を減じて得たものとする。

- (1) 補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費
- (2) 慶弔費及び交際費に係る経費
- (3) 懇親会及び飲食に係る経費
- (4) 慰労を目的とした旅費に係る経費
- (5) 入場料等受益者負担で賄うべき経費
- (6) 団体の資産形成（積立金等）につながる経費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助することが適当でない認められる経費

### (2) 成果指標の検証

数値化した成果指標を設定し、直近3年間の推移を分析することにより、補助事業の効果を審査します。

## 6. 見直しのスケジュールと提出書類

別添の補助金調査票、補助金交付規則・要綱等により審査を行います。見直しのスケジュールと提出書類は次のとおりです。

### (1) 審査スケジュール

令和元年8月中旬	補助金調査票の提出
9月	書類審査・ヒアリング
11月以降	当初予算査定時に見直し

### (2) 提出書類

- ①事業費補助金調査票
- ②補助金交付規則・要綱等
- ③その他必要と認められる書類 ※ヒアリング等において別途依頼します。

## 7. その他

事業費補助金の適正な執行を確保するため、使途に係るチェック体制を強化するとともに、本市のホームページ等で情報を公開します。また、明確性を確保するため、今回の見直しにより、交付要綱の整備や改善が必要な場合は、対応をお願いします。

### (1) チェック体制の強化

本市では、交付対象者から提出された実績報告書等により、補助金の効果等について検証を行っておりますが、一部の団体運営費補助金において不正受給が認められたことから、必要に応じ、実績報告時に出納簿や領収書等を審査するとともに、補助金交付対象者に対して、監査（実地調査）を適宜実施することとします。

### (2) 情報公開の推進

透明性の確保や市の説明責任を果たすため、令和元年度に交付した事業費補助金から、補助事業名、補助金額等をホームページ上に公表することとします。

(3) 交付要綱等の整備

交付要綱等を整備する場合は、補助事業の趣旨・目的、補助対象者、補助対象経費、算定基準に係る規定を設けることを原則として、その他必要事項を加えて制定してください。